

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略]	附 則 1～4 [略] 5 <u>第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により就学が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の県立学校授業料等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年4月1日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料、令和2年度以後の年度分の通信制受講料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 通信制受講料で、改正後の条例附則第5項の規定に基づき免除することができるものの額は、受講を許可された単位の数及び期間に応じ、規則で定める。
- 改正後の条例附則第5項に規定する者が納付した入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料で、同項の規定に基づき免除されたものに係る県立学校授業料等条例第9条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「限る。）に」とあるのは、「限る。）並びに附則第5項の規定に基づき免除された入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料に」とする。